

平成 30 年第 5 回総会

山武市農業委員会会議録

平成 30 年 5 月 7 日 開会

平成 30 年 5 月 7 日 閉会

平成30年第5回山武市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年5月7日(月)午後4時00分

場 所 山武市役所 第6会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之

議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 平成30年度第2次農用地利用集積計画の決定について
- (4) 農用地利用配分計画(案)に関する意見について
- (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員(16名)

雲 地 康 夫	鈴 木 和 子
門 澤 宏 明	美濃輪 恵 一
今 関 孝 之	林 善 和
井 野 敬 一	小 川 善 郎
中 村 順 子	鈴 木 俊 幸
三 橋 敏 子	篠 原 元
佐 藤 裕 子	藤 田 雅 之
川 島 芳 典	齊 田 龍 一

欠席委員(0名)

出席農地利用最適化推進委員(17名)

菊 池 重 壽	八 角 和 昭
齊 藤 道 良	高 橋 憲 一
伊 藤 彰 朗	今 関 良 知
佐 瀬 一 之	小 川 敏
遠 藤 幹 夫	堀 越 晃
加 瀬 晃 一	金 杉 努
伊 藤 通 夫	古 谷 昌 己
中 山 彦 郎	齊 藤 茂
鈴 木 章 重	

出席事務局職員

事務局長	齊	藤	忠	志
副主幹	石	橋	京	子
主査補	古	谷	浩	一
主査補	菅	谷	昌	秀

◎開 会

事務局長 ただいまから平成 30 年第 5 回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。
今関会長、よろしく申し上げます。

会長 世の中はゴールデンウィークが終わりまして、きょうから仕事という人たちが多いたと思いますが、農家の皆さんは田植えやほかの農作業でお忙しいところ、きょうの総会、どうもご苦労さまでございます。きょうも幾つかの案件がございますが、慎重審議をお願いしまして、簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議事録署名人の指名について

日程第 3 報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知
及び利用権の中途解約に係る通知について

◎議案説明

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見
について

日程第 6 議案第 3 号 平成 30 年度第 2 次農用地利用集積計画の決定に
ついて

日程第 7 議案第 4 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第 8 議案第 5 号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

平成 30 年 5 月 7 日 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之

事務局長 日程につきましては以上でございます。

早速会議に入ってくださいますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、会長が議長となる

とされておりますので、以後の会議の進行は今関会長にお願い申し上げます。

議長

これより平成 30 年第 5 回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

日程第 1、会期の決定の件並びに日程第 2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありましたので、ご異議ないものと認め、会期については本日 1 日限りとし、議事録署名人については、議席番号 6 番、林善和委員、議席番号 7 番、井野敬一委員の両委員を指名します。

日程第 3、報告、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知及び利用権の中途解約に係る通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局長

報告の前に、議案書の一部訂正をお願いいたします。4 ページ、番号 1 番、こちらの貸付人の氏名が抜けております。一部修正ということでよろしくをお願いいたします。

それでは、総会資料の 4 ページから 6 ページをご覧ください。

通知があった件数は 7 件です。番号 1 番及び 7 番は、貸借人の双方の都合により合意解約されたものでございます。その他の番号 2 番から 6 番は、借受者の体調不良により合意解約されたものでございます。

報告は以上でございます。

議長

事務局からの報告が終わりました。

引き続き、議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一部一括審議とします。

事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号の1番について、地区担当推進委員の高橋憲一委員から説明を求めます。

高橋推進委員 申請地区担当推進委員の高橋です。

議案1号、番号1について説明します。

この申請は、売買による所有権移転です。

申請の理由は、譲受人においては農業経営拡大のため、譲渡人にとっては農業経営廃止のためをそれぞれ希望するものです。

譲受人は、農地で植木をつくって売る予定です。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号17番、齊田龍一委員から補足説明等を求めます。

齊田委員 議席番号17番、齊田です。説明申し上げます。

譲渡人は、山武郡中央土地改良区の土地改良事業において余剰地が発生しまして、そこを土地改良区が金銭売買をいた

しまして、そこを買い取ったという経緯があります。

譲受人は、その畑に長らく松の木を植えておりました。そこで譲渡人はもう必要ない、耕作できないということで売買が成立したということでもあります。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくご審議をお願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の1番について採決します。議案第1号の1番について、許可することに異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第1号の1番については許可することに決定します。

申請番号2番について、地区担当推進委員の金杉努委員からの説明を求めます。

金杉推進委員 申請地区担当推進委員の金杉です。議案第1号の番号2について説明します。

番号2は、所有者の死去に伴い発生したものであります。

譲受人は、山武市の認定農業者であり、今、ニンニクをはじめネギ、水稻を栽培しております。また、後継者におかれましては、お孫さんがやるとの話を伺っております。地元としては何の問題もないように思います。よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号9番小川善郎委

員からの補足説明等を求めます。

小川（善）委員 議席番号9番の小川です。

今、金杉推進委員から説明があったとおりでございます。権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願います。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の2番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。議案第1号の2番については許可することに決定します。

申請番号3番から5番について、地区担当推進委員の市原一男委員が本日は欠席しておりますので、当該地域の農業委員、議席番号7番井野敬一委員からの説明を求めます。

井野委員 議席番号7番の井野です。3、4、5について説明します。

この案件は、全て農業経営縮小または農業経営拡大のためでありまして、地元としては何ら問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願います。

議長 当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の3番から5番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第1号の3番から5番については許可することに決定します。

引き続き、申請番号6番について、当該地域の農業委員、議席番号7番井野敬一委員からの説明を求めます。

井野委員 議席番号7番の井野です。説明いたします。

この案件につきましては、農業経営縮小のためと自作地に近く耕作に便利のためということでありまして、地元としては何ら問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願います。

議長 当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の6番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第1号の6番については許可することに決定します。

申請番号7番について、地区担当推進委員の菊池重壽委員からの説明を求めます。

菊池推進委員 申請地区担当推進委員の菊池です。議案第1号の番号7について説明します。

この申請は所有権の移転です。

申請の理由は、譲受人においては農業経営の拡大、譲渡人にとっては農業経営の縮小を希望するものです。

現地は大変荒れていまして、譲受人の宅地に隣接した土地でございます。蛇や害虫が入り込んで困っている状態だそうです。譲渡人は施設に入所しておりまして、また後継者もいません。譲受人は大変荒れているものですから、きれいにしてから耕作する予定だそうです。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号 11 番鈴木俊幸委員からの補足説明等を求めます。

鈴木（俊）委員

議席番号 11 番、鈴木です。

ただいま菊池推進委員からお話があったように、譲渡人については高齢で、とてもできない状況にあります。譲受人については、今話があったように、今度そこをきれいにして耕作するということです。地元としては問題ございません。

なお、権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくご審議をお願いします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第 1 号の 7 番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 1 号の 7 番については許可することに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号の1番について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号の1番について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
当該地域の農業委員、議席番号7番井野敬一委員からの説明を求めます。

井野委員 議席番号7番、井野です。ご説明申し上げます。
現地は国道126号線についておりまして、立地がよく、借り手が多く見込めるため、貸し店舗を建設する予定であります。地元としては何ら問題ございません。よろしくお願いたします。

議長 当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の篠原元委員からの報告を求めます。

篠原委員 議席番号13番の篠原です。
先ほど現地を調査してまいりました。今、井野委員が申し上げましたとおりでございまして、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響において問題がないと思われます。
したがって農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第2号の1番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第2号の1番については、許可相当として意見を付することに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、平成30年度第2次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

利用権設定等個人別明細番号1番から19番について、事務局の議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局の議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑はございませんか。

井野委員 はい、議長。

議長 はい、井野委員。

井野委員 番号3、4、5、6、7の借受人はいろいろ問題があるようですけれども、大丈夫ですか。

議長 今、事務局の説明があったとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 2 項第 6 号の規定による解除条件を付けてあります。よろしいでしょうか。

利用権設定等個人別番号 1 番から 19 番について、採決いたします。原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。利用権設定等個人別明細番号 1 番から 19 番について、原案のとおり承認することに決定いたします。

◎議案第 4 号

議長 日程第 7、議案第 4 号、農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを議題とします。

議案第 4 号について、事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑はございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

農用地利用配分計画番号 1 番から 3 番に関する意見について、原案のとおり意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。
農用地利用配分計画番号 1 番から 3 番に関する意見について、原案のとおり意見を付することに決定いたします。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。議案第5号の1番について、地区担当推進委員の加瀬晃一委員からの説明を求めます。

加瀬推進委員 地区担当推進委員の加瀬です。

今回については更新でありまして、家族で、奥さんと皆さんでニラと水稻の複合経営を行っています。今、ニラは周年栽培で、11月から4月の収穫を中心にやっています、またこれから面積を増やすとともに夏どりに合った品種を導入して、年間を通して契約販売をする予定でございます。

先日、聞いたところ、また施設を何とか増やして入れていきたいということです。よろしくお願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第5号の1番について、原案のとおり認定すべきものと意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数です。議案第5号の1番については、原案のとおり認定すべきものと意見を付することに決定します。

以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。

その他の件について、皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

農業経営改善計画のことについて聞きたいんですけども、毎月あって、私たちが説明しているわけですけども、今までだと自分たちの規模拡大と労働時間と所得、それで見込みがあるのかという、その点で意見を述べていたわけですけども、4月27日の全国農業新聞を見ますと、基準が見直されたと書いてあったんです。

というのは、これを見ると、認定農業者が伸び悩んでいるから、今までのような規模拡大、今までもありましたよね、規模拡大は。ただ、ハウスとか施設であればともかく、普通だったら規模拡大というのが普通だったわけだけですけども、今回、基準見直しの中でそれもいいんだと。

要は規模拡大はいいんだと。所得だけ改善されればいいというふうに見直されたって、新聞を見る限り理解しているんですけども、これはいつから見直されて、いつからこういうふうになったのか、その辺も含めて説明してもらわないと、私たちが意見を言うといったって、基準が変わったのもわからないで意見を言うわけにいかないのです、ぜひ説明を願いたいのです。

事務局長

ご質問いただいた件でございますが、農業委員会事務局が直接かかわっているところはちょっとしかなくて、詳しいお話につきましては農林水産課と農業事務所のほうからさせていただきますと思いますので、次回までの宿題でいいですか。

佐瀬推進委員

きょうは急がないですけども。

事務局

農林水産課へ確認します。

議長

ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

議長 再開いたします。

事務局 再びお答えします。新聞の概要については真偽はわかりませんが、現在、農林水産課認定基準については要綱の基準に従って認定しておりますので、現在、改正がありませんということです。認定は要綱に従って行うということです。変更はないということです。

佐瀬推進委員 私も聞いたら、2月の末に要綱を変えたと言っていましたよ。

事務局 担当は変わっていないということでした。

議長 詳しいことがわかれば、また来月でも説明したいと思えます。

◎閉 会

議長 ほかに意見がなければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は、6月5日火曜日、市役所3階大会議室を予定しておりますので、ご参集お願いいたします。

